試験自動車（E10ガソリンを燃料とすることができる自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に限る。）に使用するガソリンの標準規格は、表のとおりとする。

表

燃料の性状又は物質名	基準		試験方法
	レギュラー	プレミアム	
鉛	検出されない		ＪＩＳ　K2255
硫黄分	10wt－ppm以下		ＪＩＳ　K2541－1 ＪＩＳ　K2541－2 ＪＩＳ　K2541－6 ＪＩＳ　K2541－7
ベンゼン	1.0vol%以下		ＪＩＳ　K2536－2 ＪＩＳ　K2536－3 ＪＩＳ　K2536－4
酸素分	3.7wt%以下		ＪＩＳ　K2536－2 ＪＩＳ　K2536－4 ＪＩＳ　K2536－6
ＭＴＢＥ	検出されない		ＪＩＳ　K2536－2 ＪＩＳ　K2536－4 ＪＩＳ　K2536－5 ＪＩＳ　K2536－6
メタノール	検出されない		ＪＩＳ　K2536－2 ＪＩＳ　K2536－4 ＪＩＳ　K2536－5 ＪＩＳ　K2536－6
エタノール	9～10vol%		ＪＩＳ　K2536－2 ＪＩＳ　K2536－4 ＪＩＳ　K2536－6
実在ガム	5㎎／100㎖以下		ＪＩＳ　K2261
灯油	検出されない		ＪＩＳ　K2536－2 ＪＩＳ　K2536－4
オクタン価　ＲＯＮ	89以上	96以上	ＪＩＳ　K2280
密度	0.783ｇ／㎤以下		ＪＩＳ　K2249－1 ＪＩＳ　K2249－2 ＪＩＳ　K2249－3
蒸留性状 10%留出温度 50%留出温度 90%留出温度 終点	 343Ｋ（70℃）以下 348～383Ｋ（70～105℃） 453Ｋ（180℃）以下 493Ｋ（220℃）以下		ＪＩＳ　K2254
蒸気圧	56～60kPa		ＪＩＳ　K2258－1 ＪＩＳ　K2258－2

別添四十一別紙一一一の表一中「ＪＩＳ　K2249」を「ＪＩＳ　K2249－1
ＪＩＳ　K2249－2
ＪＩＳ　K2249－3」に、「ＪＩＳ　K2258」を「ＪＩＳ　K2258－1
ＪＩＳ　K2258－2」に改め、同別紙一一二の表一中「ＪＩＳ　K2249」を「ＪＩＳ　K2249－1
ＪＩＳ　K2249－2
ＪＩＳ　K2249－3」に改める。

別添四十一別紙一の表一中「酸素濃度」を「酸素分」に、「ＪＩＳ　K2249」を「ＪＩＳ　K2249－1、
K2249－2、
K2249－3」に、「ＪＩＳ　K2258」を「ＪＩＳ　K2258－1、
ＪＩＳ　K2258－2」に改め、同別紙の表二中「ＪＩＳ　K2249」を「ＪＩＳ　K2249－1、
ＪＩＳ　K2249－2、
ＪＩＳ　K2249－3」に改める。

別添四十二別紙六中「ＪＩＳ　K2249」を「ＪＩＳ　K2249－1
ＪＩＳ　K2249－2
ＪＩＳ　K2249－3」に改める。